

Ⅲ. 特定不妊治療について

○ 不妊治療に対する支援について

高額な医療費がかかる配偶者間の体外受精及び顕微授精に要する費用の一部を助成する「特定不妊治療費助成事業」を平成16年度より実施しているところである。

先月29日に成立した平成21年度補正予算において、昨今の厳しい経済状況の中で、経済的理由で不妊治療を断念する者が増加することがないよう、助成金額について、現行の「1回当たり10万円まで」を「15万円まで」に拡充したところである。また、不妊症の要因は様々あるがその要因や治療に関する広報等を行い、不妊治療に関する理解を深めるための「普及啓発事業」を併せて実施することとしている。（資料1, 2, 3）

なお、助成額の拡充分については、平成21年度予算で申請又は助成決定した者を対象とすることとしているので、各都道府県等におかれては、これらを踏まえ、積極的な取り組みをお願いする。

さらに、今回の拡充に伴う地方負担分については、内閣府が予算計上している（目）地域活性化・経済危機対策臨時交付金の対象になるので、積極的に活用されたい（資料4）。

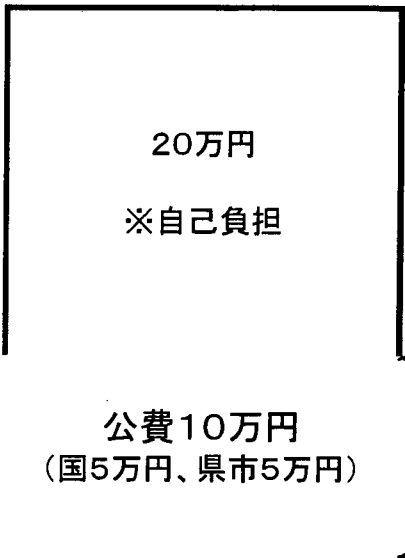
特定不妊治療の支援について

給付事業

昨今の厳しい経済状況の中で、経済的理由で不妊治療を断念する者が増加することがないよう、経済的負担の軽減を図り、少子化解消の一助に資する。(年間出生数の約2%は特定不妊治療を受けた者の子)

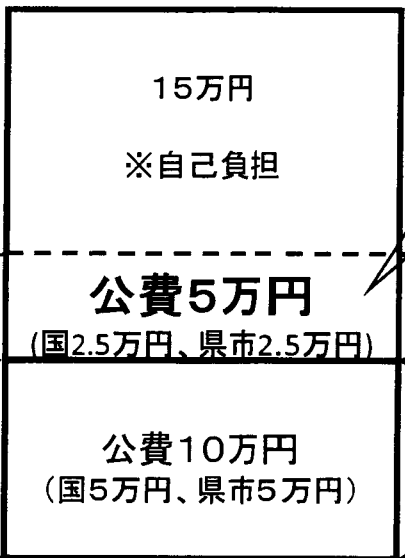
<現状>

1回当たり



<拡充後>

1回当たり



年間10万円の引き上げ
(年2回まで給付可能)

公費拡充分

既存分(※1)
(既存の国庫補助事業分)

普及啓発事業

不妊になる要因は、加齢による妊孕力の低下や、卵管閉塞、子宮内膜症、造精機能障害など様々あるが、その要因や不妊治療に関する広報等を行い、治療を行う夫婦のみならず、その家族や、一般の者にも不妊治療に関する理解を深める。



(※1) 特定不妊治療費助成事業
 ○1年度当たり1回10万円(年2回まで)通算5年支給
 ○所得制限730万円(夫婦合算の所得ベース)
 ○実施主体・都道府県、指定都市、中核市

(※2) 子ども家庭総合研究事業
 ○不妊症の病態解明と新たな診断・治療法の確立に向けた研究や不妊治療のあり方などについて研究を実施予定

母子保健衛生費等国庫負担（補助）金交付要綱一部改正新旧対照表

新

旧

別表3

別表3

1 区分	2 種目	3 基準額等	4 対象経費	5 負担率 又は 補助率
母子保健衛生費国庫負担金	(略)			
結核児童日用品費等負担金	(略)			
母子保健衛生費補助金	子どもの心の診療拠点病院推進事業	(略)		
	療育指導事業	(略)		
	生涯を通じた女性の健康支援事業	(略)		
特定不妊治療費助成事業	次により算出された額の合計額 1 助成費 特定不妊治療 $\frac{150,000\text{円} \times \text{実施件数}}{(\text{※うち}50,000\text{円については、平成}21\text{年}5\text{月}29\text{日以後に請求があった分について適用)}$ 2 事務費 (1) 定額分 $3,000,000\text{円}$ (2) 登録管理 $530\text{円} \times \text{登録組数}$ (3) 医療機関旅費 $6,860\text{円} \times \text{か所数}$	特定不妊治療費助成事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1	

1 区分	2 種目	3 基準額等	4 対象経費	5 負担率 又は 補助率
母子保健衛生費国庫負担金	(略)			
結核児童日用品費等負担金	(略)			
母子保健衛生費補助金	子どもの心の診療拠点病院推進事業	(略)		
	療育指導事業	(略)		
	生涯を通じた女性の健康支援事業	(略)		
特定不妊治療費助成事業	次により算出された額の合計額 1 助成費 特定不妊治療 $100,000\text{円} \times \text{実施件数}$ 2 事務費 (1) 定額分 $1,520,000\text{円}$ (2) 登録管理 $530\text{円} \times \text{登録組数}$ (3) 医療機関旅費 $6,860\text{円} \times \text{か所数}$	特定不妊治療費助成事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1	

母子保健衛生費等国庫負担(補助)金実施要綱一部改正新旧対照表

新	旧
<p>雇児発第0823001号 平成17年8月23日</p> <p>一部改正 雇児発第1011007号 平成18年10月11日</p> <p>一部改正 雇児発第0514002号 平成19年5月14日</p> <p>一部改正 雇児発第0331010号 平成20年3月31日</p> <p>一部改正 雇児発第0515001号 平成21年5月15日</p> <p>一部改正 雇児発第 ※ 号 平成21年※月※日</p>	<p>雇児発第0823001号 平成17年8月23日</p> <p>一部改正 雇児発第1011007号 平成18年10月11日</p> <p>一部改正 雇児発第0514002号 平成19年5月14日</p> <p>一部改正 雇児発第0331010号 平成20年3月31日</p> <p>一部改正 雇児発第0515001号 平成21年5月15日</p>
<p>都道府県知事 各 政令市市長 殿 特別区区长</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>母子保健医療対策等総合支援事業の実施について</p> <p>母子保健医療対策事業について、この度、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱を別紙のとおり定め、平成17年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、本事業の実施につきお願いする。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、母子保健強化推進特別事業の実施について（平成8年5月10日雇児発第485号厚生省児童家庭局長通知）、新生児聴覚検査の実施について（平成12年10月20日雇児発第834号厚生省児童家庭局長通知）、疾病により長期にわたり療養を必要とする児童に対する療育指導について（平成9年4月1日雇児発第250号厚生省児童家庭局長通知）、生涯を通じた女性の健康支援事業の実施について（平成8年5月10日雇児発第483号厚生省児童家庭局長通知）、特定不妊治療費助成事業の実施について（平成16年3月31日雇児発第0331008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）、周産期医療対策整備事業の実施について（平成8年5月10日雇児発第488号厚生省児童家庭局長通知）は、廃止する。</p>	<p>都道府県知事 各 政令市市長 殿 特別区区长</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>母子保健医療対策等総合支援事業の実施について</p> <p>母子保健医療対策事業について、この度、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱を別紙のとおり定め、平成17年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、本事業の実施につきお願いする。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、母子保健強化推進特別事業の実施について（平成8年5月10日雇児発第485号厚生省児童家庭局長通知）、新生児聴覚検査の実施について（平成12年10月20日雇児発第834号厚生省児童家庭局長通知）、疾病により長期にわたり療養を必要とする児童に対する療育指導について（平成9年4月1日雇児発第250号厚生省児童家庭局長通知）、生涯を通じた女性の健康支援事業の実施について（平成8年5月10日雇児発第483号厚生省児童家庭局長通知）、特定不妊治療費助成事業の実施について（平成16年3月31日雇児発第0331008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）、周産期医療対策整備事業の実施について（平成8年5月10日雇児発第488号厚生省児童家庭局長通知）は、廃止する。</p>

新

旧

別紙

母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱

第1 (略)

第2 事業内容

1～3 (略)

4 特定不妊治療費助成事業

(1)～(6) (略)

(7) 助成の額及び期間

特定不妊治療に要した費用に対して、1回の治療につき15万円まで、1年度当たり2回を限度に通算5年間助成する。

なお、「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精1回に至る治療の過程をさす。また、以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とみなす。

具体的には別添4のAからFのいずれかにあてはまるものとする。G及びHは助成の対象としない。

(8)～(9) (略)

(10) 広報活動等

① 不妊治療に携わる保健医療関係者等に対し、本事業の趣旨を周知徹底するほか、積極的な協力を求めて効率的な運営を図るとともに、不妊の要因は加齢による妊孕力の低下や子宮内膜症など様々あり、その要因や不妊治療に関して、治療を行う夫婦のみならず、その家族や一般の者にも不妊治療に関する理解を深めるための周知を図るなど、広く広報等を行うこと。

②～③ (略)

(11)～(12) (略)

別紙

母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱

第1 (略)

第2 事業内容

1～3 (略)

4 特定不妊治療費助成事業

(1)～(6) (略)

(7) 助成の額及び期間

特定不妊治療に要した費用に対して、1回の治療につき10万円まで、1年度当たり2回を限度に通算5年間助成する。

なお、「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精1回に至る治療の過程をさす。また、以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とみなす。

具体的には別添4のAからFのいずれかにあてはまるものとする。G及びHは助成の対象としない。

(8)～(9) (略)

(10) 広報活動等

① 本事業の実施に当たっては、不妊治療全般に携わる保健医療関係者等に対し、本事業の趣旨を周知徹底するほか、積極的な協力を求めて効率的な運営を図ること。

②～③ (略)

(11)～(12) (略)

地域活性化・経済危機対策臨時交付金の概要

「経済危機対策」（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済危機対策閣僚会議合同会議決定）において、「地方公共団体において、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細かな事業を積極的に実施できるよう、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金（仮称）」を交付する。」とされたことを踏まえ、平成21年度補正予算において創設。

1 平成21年度補正予算計上額 1兆円

2 所管 内閣府(地域活性化推進担当室) ただし、各府省に移し替えて執行

3 交付対象等

(1) 交付対象: 実施計画を策定する地方公共団体

(2) 交付方法: 実施計画に掲載された事業のうち国庫補助事業の地方負担分と地方単独事業の所要経費の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付

(3) 交付限度額: 地方交付税の基準財政需要額の算定方法等に準じて、外形基準に基づき設定

※財政力の弱い団体や離島や過疎等の条件不利地域等に配慮するとともに、財政力が著しく高い団体については一定の制限を行う。

4 使途 実施計画に掲載された以下の事業の地方負担分に充当

○地方単独事業

○国庫補助事業(法令に国の補助率又は負担率の定めがあるものを除く。)

5 事業例

●地球温暖化対策

公立高等学校のエコ化(太陽光発電導入等)・耐震化・ICT化(電子黒板等)の一体的実施、地方公共団体の庁舎等のゼロエミッション化(産業技術実用化開発事業費補助金)、次世代自動車の普及促進、小売店舗の低炭素化の推進、内航海運・フェリーや離島航路の維持・改善のための支援、環境計測機器の更新 等

●少子高齢化社会への対応

保育所の整備等による保育サービス等の充実(子育て支援対策臨時交付金)、準要保護児童生徒に対する就学援助、幼稚園就園の保育料等の軽減、不妊治療に要する費用の助成(母子保健衛生費補助金)、介護施設の緊急整備、中心市街地の空き店舗を活用したコミュニティ交流スペースの整備、高齢者巡回訪問事業 等

●安全・安心の実現

消防防災設備・防犯資機材・警察施設等の整備、新型インフルエンザ対策、高度な放射線治療機器整備等事業、公共施設の高消費機器や照明器具等の点検・交換、鉄道駅のバリアフリー化の推進(交通施設バリアフリー化設備整備費補助金)、地域公共交通の活性化・再生、DV被害者への定額給付金相当額の支給、農地や用排水路の整備(農地等整備・保全推進事業補助金)及び農道等の農業用施設改修 等

●その他

公共施設のデジタル化改修等整備、ICTの導入・利活用(地域ICT利活用推進交付金)、学校におけるデジタルテレビ及びコンピュータ等の整備(学校情報通信技術環境整備事業補助金)、共通地図等の電子化・共用化事業、文化財の防災・防犯対策事業(国宝重要文化財保存整備費補助金)、学校教材・図書の整備、観光交流の促進のための施設整備・事業実施、耕作放棄地解消事業 等

全国児童福祉主管課長
・子育て応援特別手当関係課長会議
(「Ⅱ. 安心こども基金について」別冊)

【目次】

- ひとり親家庭等への支援の拡充について・・・・・・・・・・ 1
○社会的養護の拡充について・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

【差し替え】

本体資料P 167～169

「別添20 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」

本体資料P 170～171

「別添21 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業」

本体資料P 182～183

「(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業」

平成21年6月10日(水)

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局

家庭福祉課・同課母子家庭等自立支援室

○ ひとり親家庭等への支援の拡充について

ア 高等技能訓練促進費の拡充

(ア) 改正内容

母子家庭の母の就業のためには、就業に結びつきやすい資格を取得することが有効であるが、資格の取得のためには長期間養成機関に通うことが必要になり、その間の生活の不安や負担を小さくすることが重要である。

そのため、養成機関に通う期間中の生活費の負担軽減のため支給する高等技能訓練促進費について、支給額を引き上げるとともに、現在の経済・雇用情勢を踏まえ、平成23年度末までに修学を開始している者の支給期間について、現行「修学期間の後半1/2（上限18月）」を「修学期間の全期間」に延長する関係政省令が6月5日に公布・施行されたところであり、本年6月分の支給から支給額が引き上がるとともに、修学者のうちの未申請者の申請が可能となるので、母子家庭の母への周知や地方自治体の補正予算による対応も含め、制度の円滑な施行に取り組んでいただくようお願いする。

(イ) 在籍状況の確認

受給者の養成学校の在籍状況の確認については、これまでも、申請時に在籍証明書及び修得単位証明書の提出を求めるとともに、定期的に出席状況に関する報告を求めることができることとされ、これらの手続きにより確認してきたところであるが、今回の拡充により、修学開始月からの申請・支給が可能となったことを踏まえ、申請時に在籍証明書の提出を求めることのほか、おおむね四半期ごとに在籍証明書の提出や出席状況の確認を行うこと等により確認することとしたのでご留意いただきたい。

また、確認の結果、養成機関に通った日のない月があることが判明した場合には、当該月分については支給対象としない取扱となるので、併せてご留意いただきたい。

(ウ) 財源の取扱

今般の拡充に際して、高等技能訓練促進費等事業の国費補助については、従来からの「母子家庭等対策総合支援事業費」とともに「安心こども基金」を活用することとしているが、両者の関係については、両者とも修学期間の前半・後半を問わずに補助対象

とすることができることとした上で、「母子家庭等対策総合支援事業」による補助が行われない分について「安心こども基金」から取り崩すこととする。

また、支給期間の延長については、平成23年度末までに修学を開始している者を対象としており、平成24年度以降も修学が修了するまでの間は高等技能訓練促進費の支給が発生することから、「安心こども基金」のうち高等技能訓練促進費に係る分について平成26年度末まで残すこととしている。

イ 職業訓練中の託児サービスの実施

(ア) 事業内容

就業困難者に対する職業能力開発形成機会の拡充が図られているが、子どもを抱えるひとり親が職業訓練を受けるためには、その間の託児サービスが必要であることから、母子家庭等就業・自立支援センター等において、当該サービスを提供する。

(イ) 提供方法

託児サービスの提供に当たっては、母子家庭等就業・自立支援センターに委託して実施するものとするが、他に適切と認められる法人がある場合については、当該法人に委託することも差し支えない。

また、託児サービスに従事する者の数は、おおむね児童福祉施設最低基準を満たす人数とするとともに、少なくともそのうち1名は保育士の資格を有する者とする。

(ウ) 提供場所

託児サービスを提供する場所について、母子家庭等就業・自立支援センター内のスペースのほか、実施主体が事業を適切に実施できるものと認めた場所についても可能とする。

(エ) 提供時期

託児サービスの提供時期については、ハローワーク等からの情報収集等を行い、ひとり親の職業訓練への参加の見込みを踏まえつつ適切な時期に実施するよう配慮すること。

ウ 就業・社会活動困難者への戸別訪問の実施

(ア) 事業内容

地域との結びつきが弱く、引きこもりがちであるなど、自発的

に就業に向けた活動を行うことが困難な母子家庭の母の自立を積極的に促進するため、戸別訪問を行うことにより、母子家庭の母親が抱える様々な不安や悩みに対する相談支援等を行うとともに、母子自立支援プログラム策定等事業などの活用に結びつけることに加え、自立支援プログラム策定後の就業活動に必要な被服等に購入に要した費用について支援する。

(イ) 戸別訪問員の資格要件等

戸別訪問については、福祉事務所等に戸別訪問員を配置して行うものとする。また、戸別訪問員については、社会的信望があり、業務を行うのに必要な識見を持つと実施主体の長が認める者とする。

(ウ) 就業活動支度への支援について

本支援については、就業活動を円滑に行うため、就業活動に必要な被服や靴、靴等の購入に要した費用について対象者1人あたり5万円を上限として精算払いの方式により給付を行う。

また、給付を行うに当たっては、就業活動に必要な被服等を購入した場合に、領収書等により購入に要した費用等を確認の上支給すること。

エ 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭への就業支援の実施

(ア) 事業内容

現下の厳しい雇用情勢の中、子育てと生計の維持という2重の負担を抱えるひとり親にとっては、一層就職が難しい状況となっている。

このような者に対して、適切な就業環境を与えると同時に適切な支援を行い社会的自立を目指すために、職場開拓、面接等のアドバイス、事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ等を職業紹介等を行う企業、都道府県福祉人材センター、就業支援のノウハウのある法人、NPO法人等に委託して行う。

(イ) 就労支援チーム

母子家庭等就業・自立支援センターと連携して活動する就業支援チームを設置することにより、ひとり親家庭の就業を支援する。

オ 職業紹介等を行う企業等による婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等への就業支援の実施

(ア) 事業内容

現下の厳しい雇用情勢の中、婦人保護施設等の退所者にとっては、一層就職が難しい状況となっている。

このような者に対して、適切な就業環境を与えるとともに適切な支援を行い社会的自立を目指すために、職場開拓、面接等のアドバイス、事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ等を職業紹介等を行う企業、都道府県福祉人材センター、就業支援のノウハウのある法人、NPO等に委託して行う。

(イ) 就業支援チーム

婦人相談所と連携して活動する就業支援チームを設置することにより、婦人保護施設及び婦人相談所一時保護所の退所（予定）者の就業を支援する。

カ ひとり親家庭等に対する在宅就業支援

(ア) 事業内容

ひとり親家庭等の在宅就業を推進するため、業務の開拓、仕事の品質管理、従事者の能力開発、相談支援等の一体的取組等を実践する。

(イ) 資金交付までの手続きについて

本事業については、安心こども基金を活用して実施する他の事業とは異なり、事業を実施する地方自治体（都道府県又は市）から、事業計画及び事業の実施に要する費用について協議（市にあつては、都道府県を経由）を頂き、それらを審査した上で、個別に必要額を安心こども基金に交付することとしている。

別紙のイメージ図は事業の一例であるが、今後、調査を実施してからモデル事例や付帯的事業の範囲等について整理し、9月上旬から中旬を目途に詳細の説明会を開催する予定であるが、原則として、12月の地方議会で補正予算等の手続きをお取りいただくことを想定しているので、照会等については、随時お寄せいただきたい。

キ その他

(ア) 母子寡婦福祉貸付金の拡充

母子寡婦福祉貸付金については、生活が不安定な母子家庭等や自立に向けた活動を行う母子家庭等の資金需要に柔軟に応えることができるよう、貸付利率の引下げや貸付条件の見直し等を行う

関係政省令が6月5日公布・施行され、以後の申請に係る貸付けについて適用することとしているので、母子家庭の母等への周知など制度の円滑な施行に取り組んでいただくようお願いする。

なお、拡充後においても、貸付けに際しては、経済的自立の助成等を図るといふ本貸付金の趣旨を踏まえ、償還計画の内容等について適正に審査をした上で貸付けを行う必要があることについて改めてご留意いただきたい。

<貸付利率の引下げ>

【現 行】

- ・事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金（知識技能を習得している者、医療又は介護を受けている者に係るもの等に限る。）、就学支度資金
：無利子
- ・生活資金（知識技能を習得している者、医療又は介護を受けている者に係るもの等を除く。）、住宅資金、転宅資金、結婚資金
：年3%

※いずれの資金も連帯保証人が必要



【改正後】

- ・修学資金、修業資金、就職支度資金（配偶者のない女子が扶養している子に係るものに限る。）、就学支度資金
：連帯保証人の有無にかかわらず無利子（連帯保証人については、<貸し付け条件の見直し>の項を参照のこと）
- ・事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金（配偶者のない女子に係るものに限る。）、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金
：連帯保証人を立てた場合には、無利子
連帯保証人を立てない場合には、年1.5%

<貸付け条件の見直し>

【現行】

連帯保証人が必要

※修学資金、修業資金、就職支度資金（配偶者のない女子が扶養

している子に係るものに限る。)及び修学支度資金について、親が貸付けを受ける場合には、連帯保証人とは別に、子が連帯借受人となる。



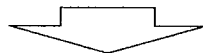
【改正後】

- ・事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金（配偶者のない女子に係るものに限る。）、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金
：年1.5%の利子を課す場合は、連帯保証人を不要とする。（〈貸付利率の引下げ〉の項を参照のこと）
- ・修学資金、修業資金、就職支度資金（配偶者のない女子が扶養している子に係るものに限る。）及び修学支度資金
：子が貸付けを受ける場合には、現行どおり、親等を連帯保証人に立てなければならないが、親が貸付けを受ける場合（子が連帯借受人となる）には、連帯保証人は不要とする。

＜その他＞

- 技能習得資金及び修業資金の貸付けを受ける期間について、以下のとおり改正する。

【現行】知識技能を習得する期間中3年を超えない範囲



【改正後】知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲

- 母子福祉資金貸付金の貸付けに関する事務に要する費用に充てることができる償還利子等の収入の割合について、以下のとおり改正する。

【現行】3分の2 → 【改正後】10分の10

(イ) 母子家庭等日常生活支援事業の充実

就業により家計を支えながら子育てを行わなければならないひとり親家庭の自立を支援する上で重要な事業であることから、事業提供体制を充実するため、家庭生活支援員の養成研修に係る費用や保険料を計上する等により、事務費基準額の引き上げを行ったところである。父子家庭も利用できることの周知を行うほか、未実施の地方自治体におかれては積極的に取り組まれない。

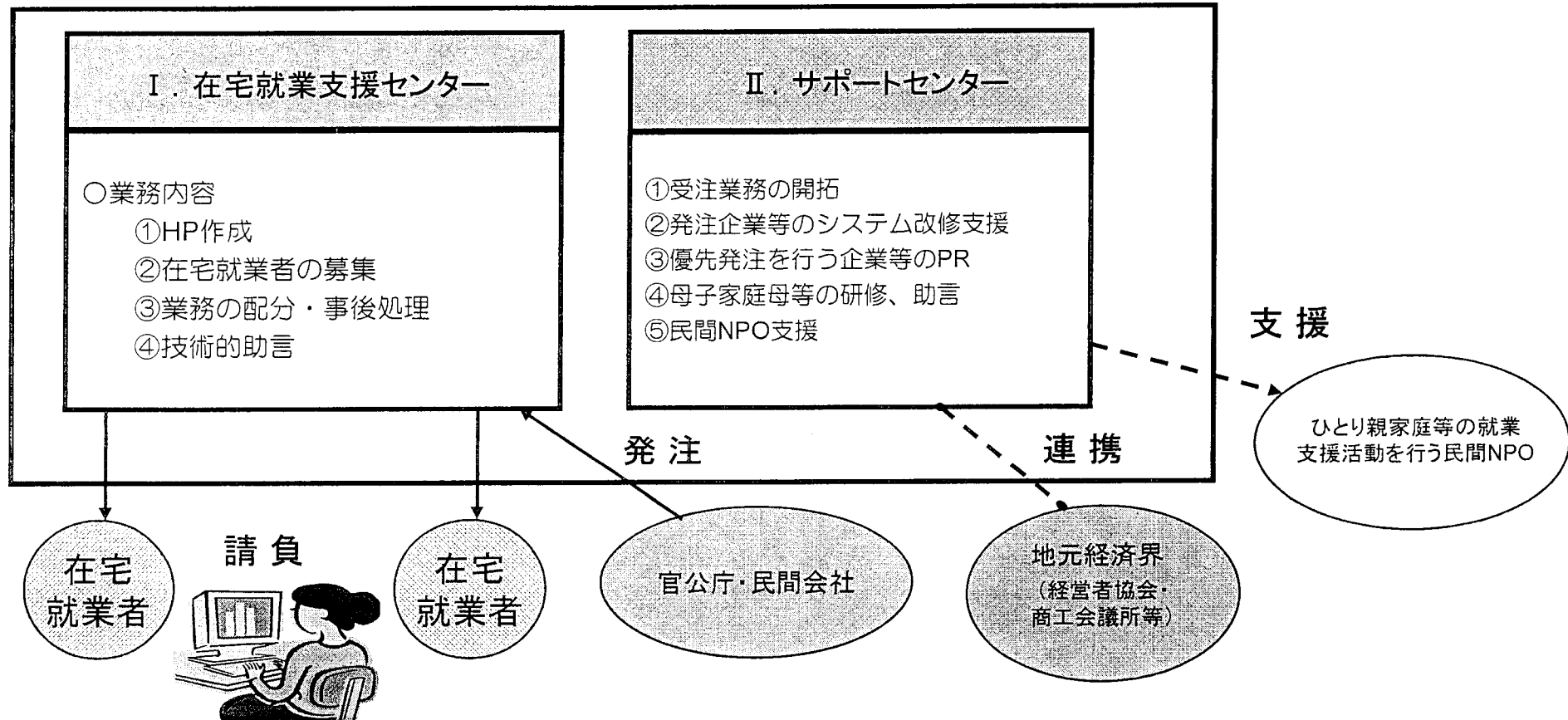
ひとり親家庭等の在宅就業支援事業のイメージ図

【安心こども基金】

●事業パターン

- ① I + II の事業 ② II のみの事業

都道府県・市事業



I : 在宅就業支援センターは、在宅業務受注に伴うデータ処理支援

II : サポートセンターは、受注業務の開拓等を行う支援事業

○ 社会的養護の拡充について

ア 職業紹介等を行う企業等による児童養護施設の退所者等への就業支援の実施

(ア) 事業内容

現下の厳しい雇用情勢の中、児童養護施設等の退所者等にとっては、一層就職が難しい状況となっている。

このような者に対して、適切な就業環境を与えるとともに適切な支援を行い社会的自立を目指すために、職場開拓、面接等のアドバイス、事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ等を職業紹介等を行う企業、都道府県福祉人材センター、就業支援のノウハウのある法人、NPO等に委託して行う。

(イ) 就業支援チーム

児童相談所と連携して活動する就業支援チームを設置することにより、児童養護施設等の退所（予定）者等の就業を支援する。

イ 児童養護施設等の生活向上のための環境改善

(ア) 事業内容

児童養護施設等の入所児等の生活向上のため、老朽化遊具等の更新、大型冷蔵庫、食器消毒保管庫等の更新・購入、乳児・児童用ベッド等の更新・購入、カーペット敷・壁紙等の改修、ケア単位の小規模化等のための改修、学習環境整備のためのパソコン購入など、改修工事・設備整備・備品設置による環境改善を図る。

また、児童相談所及び市町村における児童相談体制整備として、証拠保全のためのビデオカメラ、ICレコーダー等の整備、職員の安全のための耐刃防護衣や安全靴等の整備、家庭訪問用電動アシスト自転車や訪問用乳児体重計等の整備を図る。

新設するファミリーホーム等について、「賃貸物件で実施する場合の賃借料（礼金を含む）、改修費（設備、備品を含む）」、「自前建物で実施する場合の改修費」を補助し、設置促進を図る。

ウ 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修

(ア) 事業内容

社会的養護職員の資質の向上のため、各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、入所児童に対するケアの充実を図るため、研修への参加経費、研修に伴う代替職員の経費を補助する。

事業の実施に当たっては都道府県、指定都市、児童相談所設置

市に1か所研修調整機関を設け、研修の受入側と送り出し側の条件の確認などを行うとともに、代替職員のあっせんや費用の支給をなど行う。

また、児童相談所職員（一時保護所職員を含む。）及び市町村において児童家庭相談を担当する者、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の訪問者、要保護児童対策地域協議会の構成員の資質向上を図るため、職員の各種研修会への参加や事例検討会等の実施機会の促進を図る。

（イ）留意事項

児童養護施設等施設職員の短期研修については、おおむね3～4日程度の宿泊研修を想定しているが、地域の実情に応じて通いの研修も対象として差し支えないものとする。

【差し替え】

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

1 事業の目的

児童養護施設等の入所児等の生活向上のため、老朽化遊具や食品の安全のための機器の更新、ケア単位の小規模化等のための改修、学習環境整備のためのパソコン購入など環境改善を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 施設内遊具の安全対策

老朽化や構造上の理由等安全面の向上を図るため大型遊具の撤去・新設を図る

(2) 食品の安全対策

大型冷蔵庫や食器格納庫等食品の衛生管理に必要な備品についての老朽化等による撤去・新設を図ることにより、食品の安全性を確保する。

(3) 児童入所施設等の生活環境改善

老朽化した乳児・児童用のベッド、乳児用呼吸モニター、緊急地震速報受信装置等、児童の安全の確保のために必要な備品や、フローリング貼・カーペット敷等の更新や内部改修を図る

(4) 地域子育て支援拠点の環境改善

地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備を図る

(5) 児童相談所の環境改善

① 相談に訪れた子どもや保護者が心理的に安心できる空間づくりに資するよう、老朽化した相談室等の内装や備品（カーペット敷、面談机、椅子、ロッカー等）の改善及び更新を図る

② 効率的かつ円滑な事務処理が可能となるよう、児童等の指導記録作成のために必要なパソコン、プリンター等の更新を図る

(6) 学習環境改善

① 児童福祉施設入所児（者）のパソコン技術習得のためのパソコンを整備し、施設退所後の就業の促進を図るとともに、地域小規模児童養護施設等を実施している施設について、パソコン通信を活用し本体施設と一体となった児童の処遇の実現を図る

② 母子家庭等就業・自立支援センターの事務の効率化のため、パソコンの更新及び新規購入を行う

③ 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市の社会福祉協議会（以下「都道府県社協等」という。）が施設（児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、婦人保護施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム）退所者、自立援助ホーム入所者及び母子家庭等に対し、就職活動又は在宅就業を支援するために必要な貸し出し用のパソコン等の購入を行う

(7) 児童相談体制整備対策

① 児童相談所において安全確認等を実施する際に必要な車輛の購入等、立入調査状

況や接近禁止命令違反認知時の証拠保全のために必要なビデオカメラ、ビデオデッキ、カメラ、ICレコーダー等及び立入調査時等における職員の安全確保のための耐刃防護衣、安全靴等の整備を図る

- ② 市町村において実施する乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）及び養育支援訪問事業等の実施に必要な訪問用の電動アシスト自転車や乳児体重計・体重台等の整備を図る

(8) 賃貸・改修等の補助対象の拡大

- ① 既存建物を借り上げてファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）にかかる費用の補助を行う
- ② 既存建物を借り上げてファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な設備整備及び改修整備等にかかる費用の補助を行う
- ③ 自前建物でファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な設備整備及び改修整備等にかかる費用の補助を行う

3 対象施設等・実施主体・補助基準額等

事業	対象施設等	実施主体	補助基準額	補助率	対象経費
2(1)	児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童相談所の一時保護所、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所	都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村	1施設当たり 2,300千円	国1/2 (都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市1/2)	改修費、備品購入費、大型遊具撤去・新設等にかかる経費
2(2)	児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童相談所の一時保護所、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所、自立援助ホーム、ファミリーホーム	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村	1施設当たり 6,500千円	国1/2 (都道府県1/4、市及び福祉事務所設置町村1/4)	改修費、備品購入費
2(3)	里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センター		1施設当たり 1,000千円		
2(4)	地域子育て支援拠点	市町村	1施設当たり 8,000千円	(ただし、2の(7)の②については、市	
2(5)	児童相談所	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	1施設当たり 8,000千円		

2(6)	児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童相談所の一時保護所、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所、自立援助ホーム、ファミリーホーム	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村	1施設当たり 400千円	町村1/ 2))	備品購入費
	里親		1里親当たり 200千円		
	地域小規模児童養護施設、母子家庭等就業・自立支援センター		1施設当たり 1,000千円		
	都道府県社協等		1か所当たり 200千円×貸出見込人数		
2(7)					
	① 児童相談所	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	1施設当たり 5,090千円		
	② 市町村	市町村	1市町村当たり 1,040千円		
2(8)	ファミリーホーム、自立援助ホーム、地域小規模児童養護施設、児童養護施設分園型自活訓練事業、小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設、児童家庭支援センター、婦人保護施設の地域生活移行支援施設	都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村	1施設当たり 賃借料補助 年額3,000千円 1施設当たり 改修費補助 8,000千円		改修費、賃借料、備品購入費

※ 事業の番号は「2 事業内容」の番号

4 環境改善対象施設等の設置主体（事業者）

2(1)～(3)、(6)（うち都道府県社協等を除く）、(8)については社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人、NPO法人、里親、ファミリーホームを行う者、自立援助ホームを行う者

児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業

1 事業の目的

社会的養護施設において被虐待児の他、障害児が増加している一方、障害児施設にも被虐待児の増加が見られるなど高度の専門性が求められていることから、各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、児童に対するケアの充実を図り職員の資質向上及び研修指導者の養成を図るとともに、相談体制の充実のため、児童家庭相談に携わる者の資質向上を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 児童養護施設等施設職員の研修

① 短期研修

各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、入所児童に対するケアの充実を図る。なお、短期研修についてはおおむね3～4日程度の宿泊研修を想定しているが、地域の実情に応じて通いの研修も対象として差し支えないものとする。

② 長期研修

一定期間（1～3か月程度）、児童養護施設等の職員を障害児施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア、家族関係訓練を実施している施設等において専門性の共有化のための実践研修を行う。また、事業の実施にあたり、都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に1か所研修調整機関を設け、研修の受入側と送り出し側の調整、代替職員のある等事業の円滑な実施を図る。

(2) 児童家庭相談に携わる者の研修

① 児童相談所職員

児童相談所職員（一時保護所職員を含む）の資質向上を図るため、職員の各種研修会への参加や事例検討会等の実施機会の促進を図る。

② 市町村職員等

市町村において児童家庭相談を担当する者、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の訪問者、要保護児童対策地域協議会の構成員の資質向上のため、各種研修会への参加や事例検討会等の実施機会の促進を図る。

3 実施方法

(1) 2の(1)の事業

事業の実施主体である都道府県等が、自ら又は都道府県福祉人材センター等に研修調整機関事務を委託し、4に定める職員の各種研修への参加を支援する。なお、長期研修における研修調整機関事務については、研修希望者の登録、研修受入可能人数等の登録、受入と送り出し時期・期間・人数等の調整、勤務条件等の確認、代替職員のある等・費用の交付、研修に伴う旅費等の支給について研修コーディネーターが実

施する。

(2) 2の(2)の事業

事業の実施主体である都道府県等が、4に定める職員を各種研修等に派遣・参加させることにより行う。

4 対象者・実施主体・補助基準額・補助率

事業	対象者(対象施設)	実施主体	補助基準額	補助率
2(1)	児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム、知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設、婦人保護施設、婦人相談所(一時保護所含む)の職員	都道府県、指定都市、児童相談所設置市(実施主体同士の共同実施も可能とする。)	(ア) 1人当たり年額(送り出し施設) 短期研修 宿泊あり 131千円 宿泊なし 71千円 長期研修 1,018千円 (イ) 1人当たり年額(受入施設(長期研修の場合のみ)) 215千円 (ウ) 調整機関事務費として上記に2,988千円を加算する	国1/2(都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2)
2(2)				
	① 児童相談所職員(一時保護所職員含む)	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	1都道府県・指定都市・児童相談所設置市当たり 895千円	国1/2(都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2)
	② 市町村児童家庭相談担当職員、乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業等訪問者及び要保護児童対策地域協議会の構成員	市町村	1市町村当たり 288千円	国1/2、市町村1/2

5 事業者

2(1)については都道府県福祉人材センターその他都道府県、指定都市が適当と認めた者

6 対象経費

研修会等に必要な賃金(代替職員雇上げ経費等)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、備品購入費

(6) 婦人保護施設等の退所者(DV被害者等)等に対する就業支援事業

差し替え

単位:千円

	基準額(1チーム当たり年額)
賃金	4,482
事務諸経費	1,640

3. 社会的養護の拡充

(1) 児童養護施設の退所者等の就業支援事業

単位:千円

	基準額(1チーム当たり年額)
賃金	4,482
事務諸経費	1,640

(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
施設内遊具の安全対策	2,300	
食品の安全対策	6,500	
児童入所施設等の生活環境改善	下記以外	8,000
	里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センター	1,000
地域子育て支援拠点の環境改善	8,000	
児童相談所の環境改善	8,000	
学習環境改善	児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童相談所の一時保護所、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所、自立援助ホーム、ファミリーホーム	400
	里親	1里親当たり 200
	地域小規模児童養護施設、母子家庭等就業・自立支援センター	1,000
	都道府県社協等	1か所当たり200千円×貸出見込人数
児童相談体制整備対策	児童相談所において安全確認等を実施する際に必要な車輛の購入等	5,090
	市町村において実施する乳児家庭全戸訪問事業(こんちには赤ちゃん事業)及び養育支援訪問事業等の実施に必要な訪問用電動アシスト自転車等の整備	1市町村当たり 1,040
賃貸・改修等の補助対象の拡大	賃借料補助 年額	3,000
	改修費補助	8,000

(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業

		基準額	
児童養護施設等施設 職員の研修	1人当たり年額(送り出し施設)	短期研修宿泊あり	131
		短期研修宿泊なし	71
		長期研修	1,018
	1人当たり年額(受入施設(長期研修の場合のみ))	215	
	調整機関事務費	2,988	
児童家庭相談に携わる者の研修	児童相談所職員	1都道府県・指定都市・児童相談所設置市 当たり 895千円	
	市町村職員等	1市町村当たり 288千円	

児童虐待防止対策について

雇用均等・児童家庭局

総務課（児童相談係）

虐待防止対策室

○子どもの安全確認・安全確保の徹底について

○児童相談所全国共通番号の導入について（別添）

児童相談所全国共通番号の導入について

導入の背景

- 児童相談所の電話番号に関しては、どこの地域に居ても、共通の電話番号によって最寄りの児童相談所に電話が繋がる仕組みの導入が求められてきたところ。
- 今般、このような課題に対して技術的に対応が可能となったこと等から、共通電話番号の設置について検討を進めている。[共通番号の導入イメージは別紙参照]

これまでの経緯

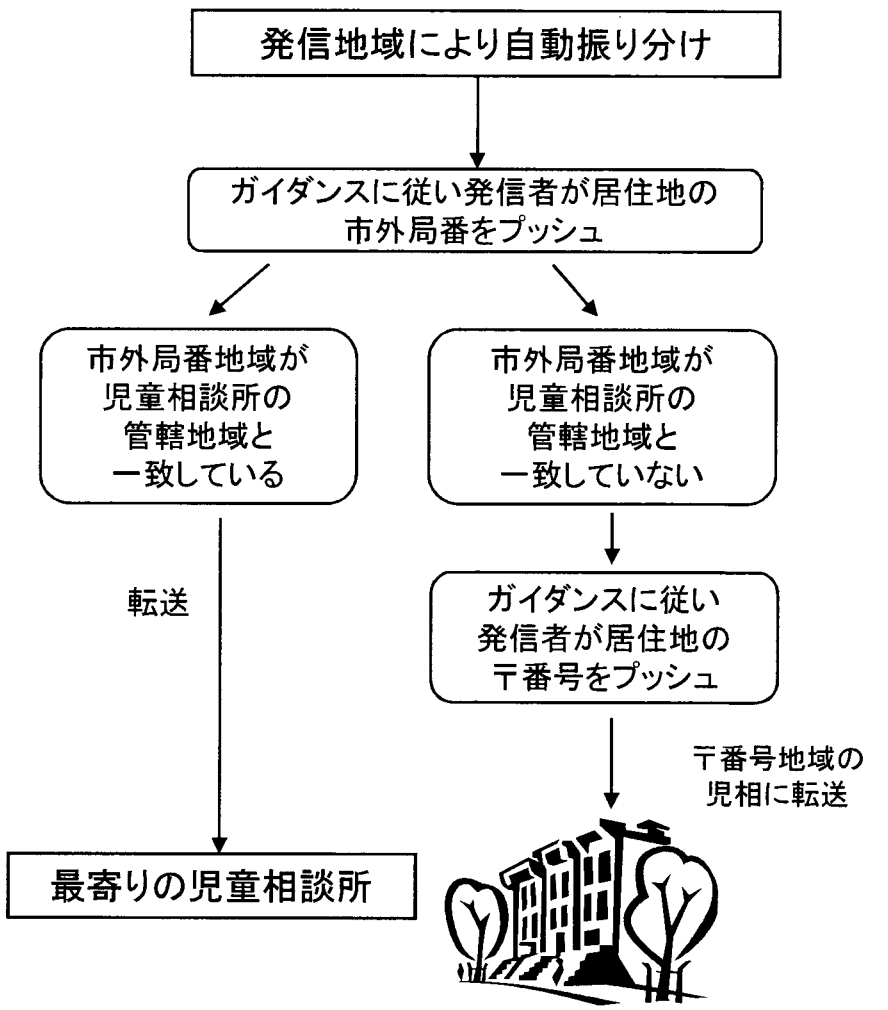
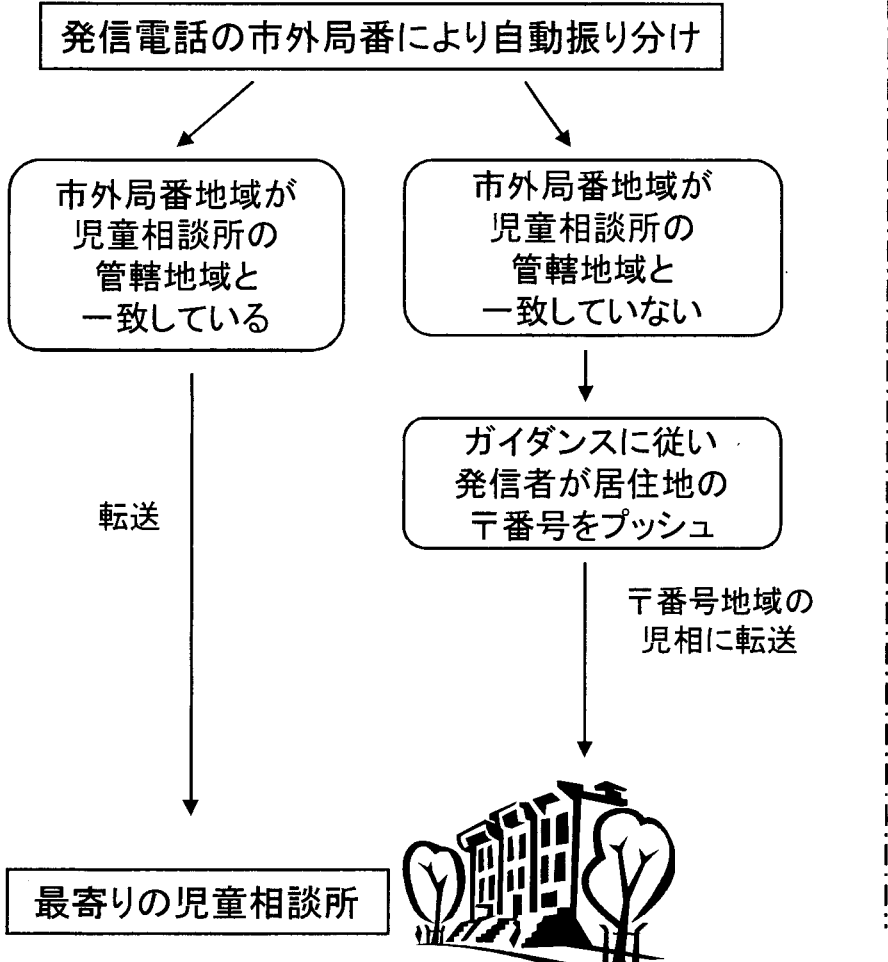
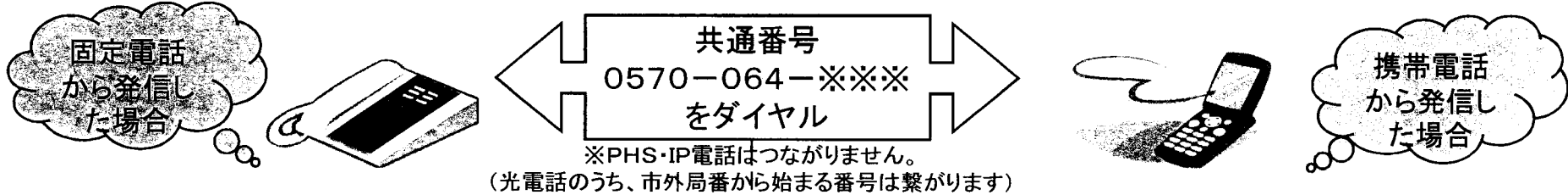
- 各児童相談所(全国201カ所)の電話回線等の把握を行うため、平成21年5月1日付けで、本システムへの加入希望等について調査を実施。結果は以下のとおり。
 - ◆ 加入の可否
 - ・ 8割強の児童相談所が加入可であった。
 - ◆ 加入ができない主な理由
 - ・ 技術面により加入できない(回線がシステムに合わない)。[11自治体]
 - ・ 自動転送システムが児童相談所の管轄区分に対応できない可能性がある。[3自治体]
 - ・ 地域で既に相談窓口の周知が図られている。[3自治体]

今後の予定

- 回線種別や自動転送システムなど技術的な面については、さらに事業者と改善の可否を検討。
- その他、ご意見も踏まえながら設置を前提に進める予定。

別紙

共通番号の導入イメージ



平成21年6月10日(水) 全国児童福祉主管課長・子育て応援特別手当
関係課長会議における質疑事項等

自治体名	部局名	課室名	担当者名	連絡先
				TEL FAX E-mail

説明事項	
質疑事項	
質疑内容	

- ※ 説明事項ごとに別葉で作成下さい。
- ※ 提出は、別添「説明事項等にかかる説明者及び照会先窓口一覧」の照会先窓口へお願いします。(FAX、E-mail可)

説明事項等にかかる説明者及び照会先担当窓口一覧

説明事項	説明者	照会先窓口
1. 子育て応援特別手当について	中村 子育て応援特別手当室長	子育て応援特別手当室 湯本 TEL 03-5253-1111(内7915) FAX 03-3595-3404 E-mail yumoto-shigekiys@mhlw.go.jp
2. 安心こども基金の概要等	杉上 児童福祉調査官	総務課 調整係 大津 TEL 03-5253-1111(内7830) FAX 03-3595-2668 E-mail ootsu-akio@mhlw.go.jp
3. 保育サービス等の充実について	今里 保育課長	保育課 予算係 川岸 TEL 03-5253-1111(内7927) FAX 03-3595-2674 E-mail kawagishi-naoki@mhlw.go.jp
4. 地域子育て支援の充実について	朝川 少子化対策企画室長	少子化対策企画室 子育て支援係 國松 TEL 03-5253-1111(内7950) FAX 03-3595-2313 E-mail kunimatsu-kouhei@mhlw.go.jp
5. ひとり親家庭等への支援の拡充について	藤原 家庭福祉課長	母子家庭等自立支援室 母子家庭等就業支援係 花山 TEL 03-5253-1111(内7892) FAX 03-3595-2663 E-mail hanayama-ryou@mhlw.go.jp
6. 社会的養護の拡充について	藤原 家庭福祉課長	家庭福祉課 予算係 鈴木 TEL 03-5253-1111(内7887) FAX 03-3595-2663 E-mail suzuki-toshihiro@mhlw.go.jp
7. 特定不妊治療について	宮崎 母子保健課長	母子保健課 母子保健係 石井 TEL 03-5253-1111(内7938) FAX 03-3595-2680 E-mail ishii-yasunobu@mhlw.go.jp